

令和7年度第2回会津若松市運賃協議分科会
(書面開催)

次 第

- (1) 議案第2号 河東地域内交通「みなづる号」の運賃改定について
- (2) その他意見等

令和7年度第2回会津若松市運賃協議分科会 名簿

構 成 員					
No	区分	団体・機関等	所属団体役職	氏 名	備考
1	会津若松市地域公共交通会議 会長が指名する市職員	会津若松市	企画政策部 企画調整課長	二宮 慎	
2	協議運賃等を定めようとする 一般乗合旅客自動車運送事業 者	合資会社 広田タクシー	代表社員	遠藤 誠人	
3	国土交通省東北運輸局福島運 輸支局長が指名する職員	国土交通省 東北運輸局 福島運輸支局	首席運輸企画 専門官	日脇 渚彩	
4	住民又は利用者の代表する者 として会津若松市地域公共交 通会議会長が指名する者	会津若松市 区長会	副会長	渡部 美次	

議案第2号

河東地域内交通「みなづる号」の運賃改定について

河東地区を運行している河東地域内交通「みなづる号」について、利用促進に向け運営主体である河東地域づくり委員会にて運賃等の見直しの検討行ってきたところであり、また市地域公共交通会議等からの意見も踏まえ、令和8年4月より運賃等の取扱を下記のとおり提案する。

記

1 運賃の改定

令和8年4月からの運行エリア等の見直し(参考資料1参照)に際して、移動区分が自宅⇨目的地のみになることから、運賃を以下のとおり改定する。

《変更前》

区分	各地区の待合乗降場所⇨目的地	目的地⇨目的地
大人	片道 500 円	片道 300 円
子ども(小・中学生)	片道 300 円	片道 200 円

※未就学児は無料



《変更後》

区分	自宅⇨目的地
大人	片道 500 円
子ども(小・中学生)	片道 300 円

※未就学児は無料

2 運賃割引の導入

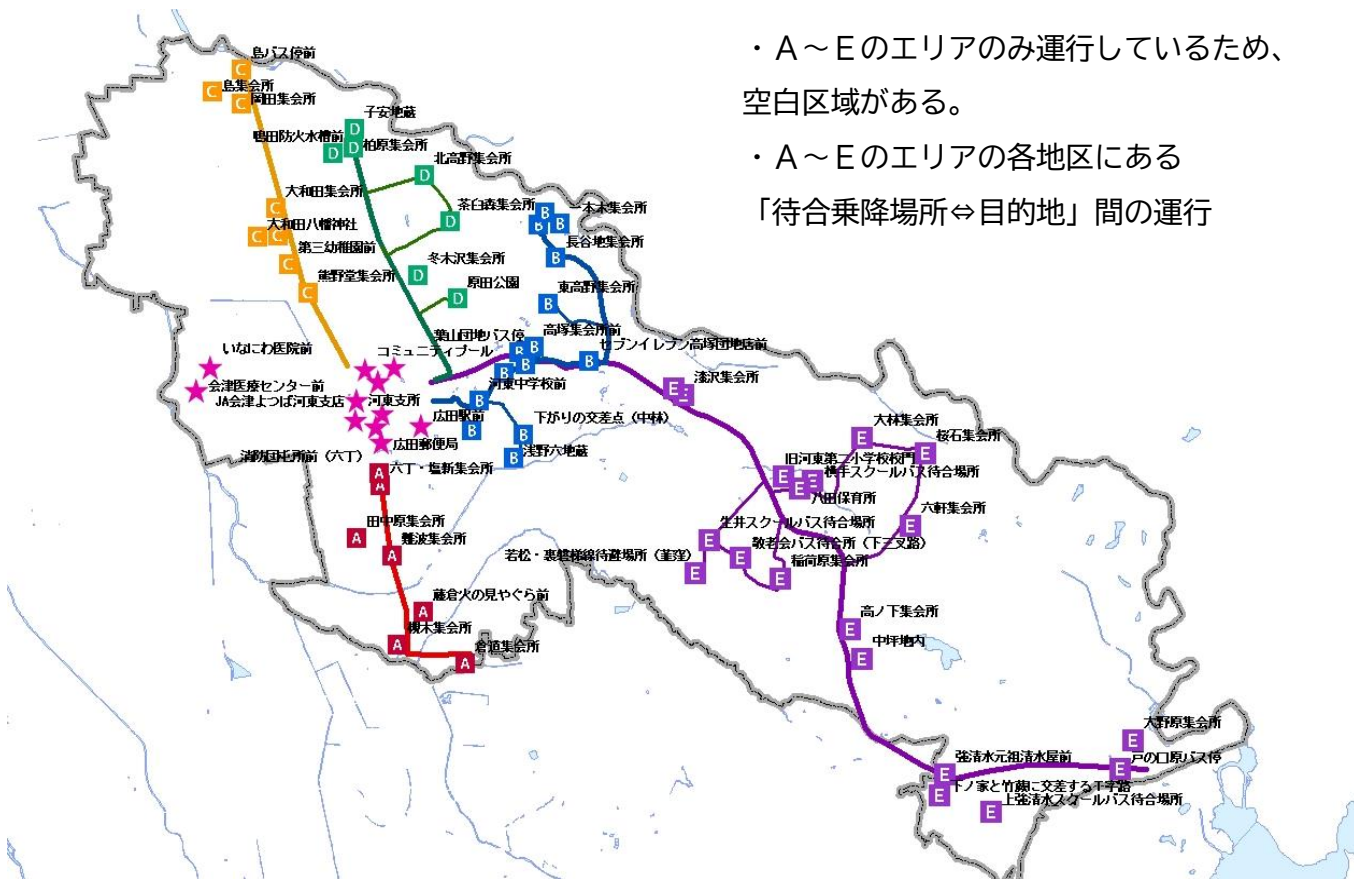
これまで、運賃割引は実施していなかったが、住民からの要望があったことと、ドア・ツー・ドアになり需要が増えることが予想されるため、運賃割引を導入する。

	区分	本人	介護者
身体障がい者	大人	半額	第一種に限り半額
	子ども(小・中学生)		
知的障がい者	大人	半額	
	子ども(小・中学生)		
精神障がい者	大人	半額	
	子ども(小・中学生)		
高齢者運転免許自主返納者	運転経歴証明書か運転卒業証書をお持ちの方	半額	

※運賃割引は各障がい者手帳、療育手帳、運転経歴証明書、運転卒業証書を提示した場合に適用。

■ 運行エリアの拡大

《現行》



《変更後》

- 運行エリアを河東町全域とする。
- 「自宅⇄目的地」間の運行とする。(ドア・ツー・ドア)

■ 運行ダイヤの変更

《現行》 午前3便、午後3便

河東地域内交通 みなづる号 通院・買物【行き】			
区分	町内会	乗車場所(待合場所)	
A 倉道 方面	倉道	倉道集会所	
	堀木	堀木集会所	
	難波	難波集会所	
	田中原	田中原集会所	
B 東長原・高塚方面	一本木	一本木集会所	
	空也原	空也原集会所西側待避所	
	長谷地	長谷地集会所	
	東高野	東高野集会所	
C 島方面	島	島集会所	
	岡田	岡田集会所	
	大和田	大和田集会所	
	熊野堂	熊野堂集会所	
D 広野方面	柏原	柏原集会所	
	北高野	北高野集会所	
	茶臼森	茶臼森集会所	
	冬木沢	冬木沢集会所	
E 八田方面	大野原	大野原集会所	
	強清水	強清水集会所	
	高ノ下	高ノ下集会所	
	六軒	六軒集会所	
目的地 到着			

河東地域内交通 みなづる号 通院・買物【帰る】			
区分	町内会	降車場所(待合場所)	
A 倉道 方面	目的地 出発		
	六丁	①六丁・道新集会所 ②消防団屯所前(六丁)	
	田中原	田中原集会所	
	難波	難波集会所	
B 東長原・高塚方面	目的地 出発		
	浅野	①下かりの交差点(中林) ②浅野六地蔵	
	東・北山	①旧河東中学校前 ②緑ヶ丘ゴミステーション前 ③共同作業所くれよん看板前	
	葉山	①葉山団地バス停 ②葉山集会所前	
C 島方面	目的地 出発		
	熊野堂	①第三幼稚園 ②熊野堂集会所	
	大和田	①大和田集会所 ②旧河東Aコープ前 ③大和田八幡神社	
	岡田	岡田集会所	
D 広野方面	目的地 出発		
	原田	原田公園	
	冬木沢	冬木沢集会所	
	北高野	北高野集会所	
E 八田方面	目的地 出発		
	漆沢	①漆沢集会所 ②漆沢113番地付近	
	生井	①生井スクールバス待合場所 ②若松・裏線線待避場所(葦塚)	
	福原	①福原集会所 ②歌老会バス待合所(下三叉路)	
目的地 到着			

目的地一覧

広田駅、広田郵便局、河東公民館、河東支所、リオン・ドール河東店、いなにわ医院前、会津医療センター前、河東歯科医院、JA会津よつば河東支店、農村環境改善センター、コミュニティプール

《変更後》 午前2便、午後2便

河東地域内交通 みなづる号【自宅から目的地まで】		
区分	自宅にお迎えに行く時間	目的地に到着する時間
1便	8:00~8:40	8:40頃
2便	9:50~10:30	10:30頃

河東地域内交通 みなづる号【目的地から自宅まで】		
区分	目的地を出発する時間	自宅に到着する時間
3便	12:00頃	12:00~12:40
4便	14:00頃	14:00~14:40

目的地一覧

【駅】広田駅
 【郵便局・金融機関】広田郵便局、JA会津よつば河東支店
 【施設】河東公民館、河東支所、農村環境改善センター、コミュニティプール、河東総合福祉センター-桜河苑
 【スーパーマーケット】リオン・ドール河東店
 【医療機関】会津医療センター前、いなにわ医院前、河東歯科医院、
 【薬局】アイン薬局ハート会津店、エール薬局十文字店、エール薬局河東店

- ・通院と買物利用が多いことから、需要が集中する時間のみのダイヤとする。
- ・相乗りを促すことで、収支率の向上を図る。
- ・目的地に会津医療センター付近の調剤薬局を追加する。

【運行日】 月曜日～金曜日

【運休日】 土日祝日、8/14~8/16、12/31~1/3

【運行エリア時刻表】

予約時に、送迎の目安時間をご案内します。

河東地域内交通 **みなづる号**



最寄りの待合乗降場所まで
お迎えにいきます

みなづる号の目的地

- 広田駅 ● 広田郵便局
- 河東公民館 ● 河東支所
- リオン・ドール河東店
- いなにわ医院前
- 会津医療センター前
- 河東歯科医院
- J A会津よつば河東支店
- 河東農村環境改善センター
- コミュニティプール

目的地から目的地への移動

目的地から目的地への移動は、下記のダイヤで予約を受け付けています。目的地間での運行ルートはありませんので、自由に移動できます。

目的地から目的地のダイヤ

目的地の出発時間	8:15 ごろ
	9:40 ごろ
	11:05 ごろ
	12:15 ごろ
	14:15 ごろ
	15:40 ごろ

みなづる号(1回あたり)料金

各地区の待合乗降場所と目的地間の移動

- 大人 500円
- 小・中学生 300円
- 未就学児 無料

目的地から目的地への移動

- 大人 300円
- 小・中学生 200円
- 未就学児 無料

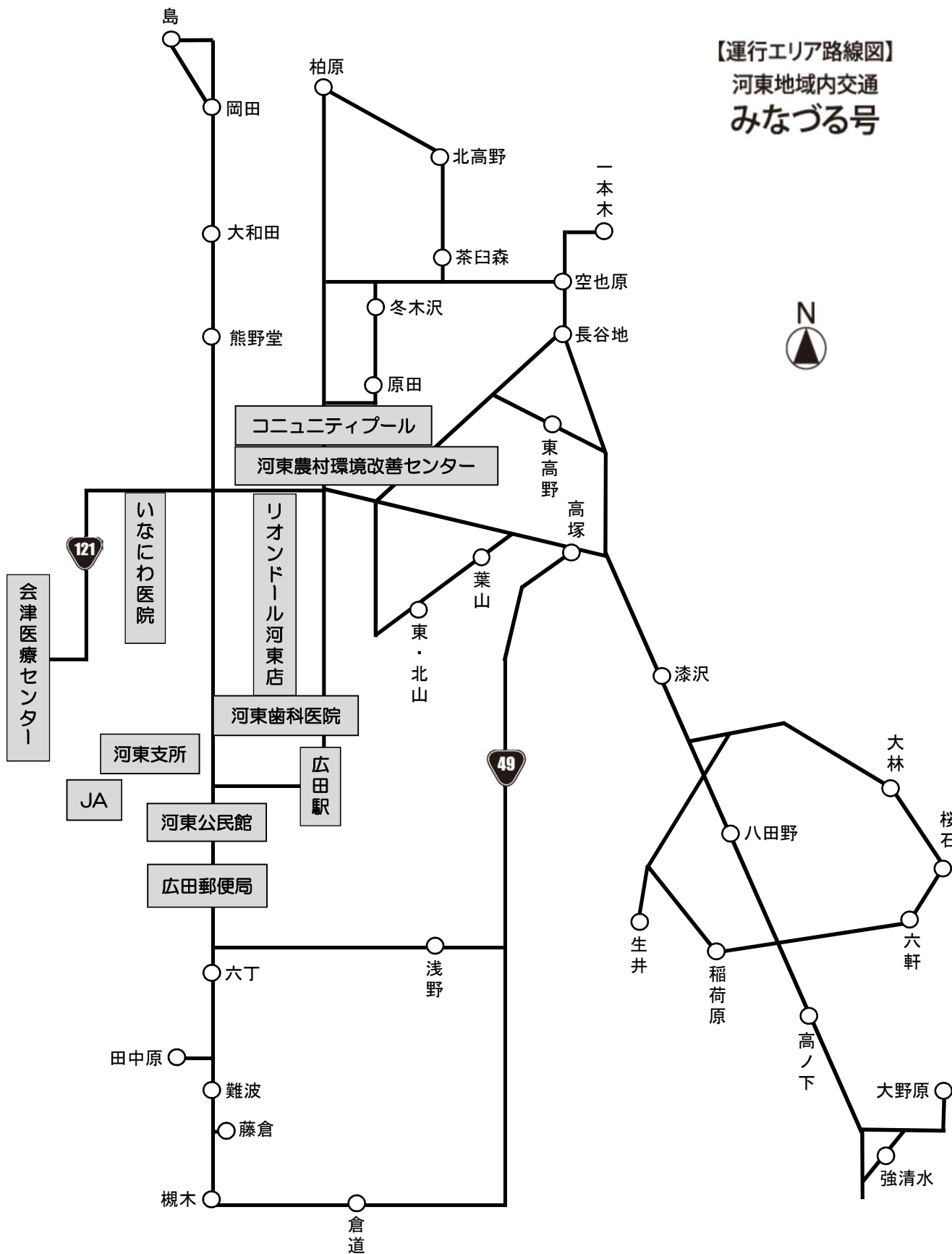
みなづる号の予約先

広田タクシー

75-2321

- 乗車を希望する前日の午後3時までに
電話で予約しましょう

【運行エリア路線図】
河東地域内交通
みなづる号



河東地域内交通 みなづる号 通院・買物【行き】

【運行日】月曜日～金曜日 【運休日】土日祝日、8/14～8/16、12/31～1/3

【運行エリア時刻表】予約時に、お迎えする目安の時間をご案内します。 ※各方面ごとにお迎えに行きます。

区分	町内会	乗車場所（待合場所）	1便	2便	3便	
A 倉道 方面	倉道	倉道集会所	7:00	8:25	9:50	
	槻木	槻木集会所				
	藤倉	藤倉火の見やぐら前	～	～	～	
	難波	難波集会所				
	田中原	田中原集会所	7:15	8:40	10:05	
	六丁	①六丁・塩新集会所 ②消防団屯所前（六丁）				
目的地 到着			7:15頃	8:40頃	10:05頃	
B 東長原 ・ 高塚 方面	一本木	一本木集会所	7:15	8:40	10:05	
	空也原	①空也原集会所西側待避所 ②空也原スクールバス待合場所				
	長谷地	長谷地集会所				
	東高野	東高野集会所				
	高塚	①セブンイレブン高塚団地店前 ②高塚集会所前	～	～	～	
	葉山	①葉山団地バス停 ②葉山集会所前				
	東・北山	①旧河東中学校前 ②緑ヶ丘ゴミステーション前 ③共同作業所くれよん看板前	7:30	8:55	10:20	
	浅野	①下がりの交差点（中林） ②浅野六地藏				
	目的地 到着			7:30頃	8:55頃	10:20頃
	C 島 方面	島	①島バス停前 ②島集会所	7:30	8:55	10:20
岡田		岡田集会所				
大和田		①大和田集会所 ②旧河東Aコープ前 ③大和田八幡神社	～	～	～	
熊野堂		①第三幼稚園 ②熊野堂集会所				
目的地 到着			7:45頃	9:10頃	10:35頃	
D 広野 方面		柏原	①子安地藏 ②柏原集会所 ③鴨田防火水槽前	7:45	9:10	10:35
	北高野	北高野集会所				
	茶臼森	茶臼森集会所	8:00	9:25	10:50	
	冬木沢	冬木沢集会所				
	原田	原田公園	目的地 到着			
	目的地 到着			8:00頃	9:25頃	10:50頃
E 八田 方面	大野原	①大野原集会所 ②旧戸の口原バス停	8:00	9:25	10:50	
	強清水	①上強清水スクールバス待合場所 ②下ノ家と竹蔵に交差するT字路 ③強清水元祖清水屋前				
	高ノ下	①高ノ下集会所 ②中坪地内				
	六軒	六軒集会所				
	桜石	桜石集会所	～	～	～	
	大林	大林集会所				
	八田野	①横手スクールバス待合場所 ②八田保育所 ③旧河東第二小学校校門	8:20	9:45	11:10	
	稲荷原	①稲荷原集会所 ②敬老会バス待合所（下三叉路）				
	生井	①生井スクールバス待合場所 ②若松・裏磐梯線待避場所（葦窪）	目的地 到着			
	漆沢	①漆沢集会所 ②漆沢113番地付近	目的地 到着			
	目的地 到着			8:20頃	9:45頃	11:10頃

河東地域内交通 みなづる号 通院・買物【帰り】

【運行日】月曜日～金曜日 【運休日】土日祝日、8/14～8/16、12/31～1/3

【運行エリア時刻表】 予約時に、お送りする目安の時間をご案内します。 ※各方面ごとにお送りします。

区分	町内会	降車場所（待合場所）	4便	5便	6便
A 倉 道 方 面	目的地 出発		11:15頃	13:15頃	14:40頃
	六丁	①六丁・塩新集会所 ②消防団屯所前（六丁）	11:15	13:15	14:40
	田中原	田中原集会所			
	難波	難波集会所	～	～	～
	藤倉	藤倉火の見やぐら前	11:30	13:30	14:55
	槻木	槻木集会所			
倉道	倉道集会所				
B 東 長 原 ・ 高 塚 方 面	目的地 出発		11:30頃	13:30頃	14:55頃
	浅野	①下がりの交差点（中林） ②浅野六地藏	11:30	13:30	14:55
	東・北山	①旧河東中学校前			
		②緑ヶ丘ゴミステーション前			
		③共同作業所くれよん看板前			
	葉山	①葉山団地バス停 ②葉山集会所前	～	～	～
	高塚	①セブンイレブン高塚団地店前 ②高塚集会所前	11:45	13:45	15:10
	東高野	①東高野集会所			
長谷地	長谷地集会所				
空也原	①空也原集会所西側待避所 ②空也原スクールバス待合場所				
一本木	一本木集会所				
C 島 方 面	目的地 出発		11:45頃	13:45頃	15:10頃
	熊野堂	①第三幼稚園 ②熊野堂集会所	11:45	13:45	15:10
	大和田	①大和田集会所			
		②旧河東Aコープ前 ③大和田八幡神社	～	～	～
	岡田	岡田集会所	12:00	14:00	15:25
島	①島バス停前 ②島集会所				
D 広 野 方 面	目的地 出発		12:00頃	14:00頃	15:25頃
	原田	原田公園	12:00	14:00	15:25
	冬木沢	冬木沢集会所			
	茶臼森	茶臼森集会所	～	～	～
	北高野	北高野集会所	12:15	14:15	15:40
柏原	①子安地藏				
	②柏原集会所				
	③鴨田防火水槽前				
E 八 田 方 面	目的地 出発		12:15頃	14:15頃	15:40頃
	漆沢	①漆沢集会所 ②漆沢113番地付近	12:15	14:15	15:40
	生井	①生井スクールバス待合場所			
		②若松・裏磐梯線待避場所（葎窪）			
	稲荷原	①稲荷原集会所 ②敬老会バス待合所（下三叉路）			
	八田野	①横手スクールバス待合場所			
		②八田保育所			
		③旧河東第二小学校校門			
	大林	大林集会所	12:35	14:35	16:00
	桜石	桜石集会所			
	六軒	六軒集会所	高ノ下	中坪地内	大野原
高ノ下	①高ノ下集会所 ②中坪地内				
強清水	①上強清水スクールバス待合場所 ②下ノ家と竹蔵に交差するT字路 ③強清水元祖清水屋前	①大野原集会所	②旧戸の口原バス停		
大野原	①大野原集会所 ②旧戸の口原バス停				

会津若松市運賃協議分科会設置規程

(令和6年11月27日決裁)

(設置)

第1条 会津若松市運賃協議分科会(以下「分科会」という。)は、道路運送法(昭和26年法律第183号。以下「法」という。)第9条第4項の規定に基づき、同項に規定する運賃等(以下「協議運賃」という。)について協議・決定し、その他協議運賃に関し必要な事項を処理するため、会津若松市地域公共交通会議設置要綱(以下「設置要綱」という。)第9条第1項の規定する分科会として設置する。

(組織)

第2条 分科会は、次に掲げる者を構成員とする。

- (1) 会津若松市地域公共交通会議会長(以下「会長」という。)が指名する市職員
- (2) 当該協議運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者
- (3) 国土交通省東北運輸局福島運輸支局長が指名する職員
- (4) 住民又は利用者の代表する者として会長が指名する者

(分科会長)

第3条 分科会に会長(以下「分科会長」という。)を置き、第2条第1号に掲げる者をもって充てる。

- 2 分科会長は、会務を総理し、分科会を代表する。
- 3 分科会長に事故があるとき又は分科会長が欠けたときは、分科会長があらかじめ指名した構成員が、その職務を代理する。

(会議)

第4条 分科会の会議(以下「会議」という。)は、分科会長が招集し、会議の議長となる。

- 2 分科会は、原則公開するものとする。ただし、分科会長が認めるとき、又は分科会が公開しない旨を決議したときは、この限りではない。
- 3 分科会長は、会議において必要があると認めるときは、構成員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(協議結果)

第5条 分科会で協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

- 2 分科会で協議が調った事項については、会津若松市地域公共交通会議に報告するものとする。

(庶務)

第6条 分科会の庶務は、設置要綱第10条第1項に規定する事務局において処理する。

(補則)

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は分科会長が別に定める。

附 則

この規程は、決裁の日から施行する。